

## 消費者庁長官、消費者委員会委員長及び委員の適正な人選を求める会長声明

本年5月29日、消費者庁関連3法案が成立し、この9月にも消費者庁と消費者委員会が設置されることとなった。

日弁連は、1984年10月20日、「消費者の権利確立に関する決議」を行い、そのなかで「バラバラの消費者対策の関連部局を整備統合して消費者保護を最優先課題とする消費者保護庁」実現を求めたところであり、消費者庁の設置は、縦割り行政による弊害を防止し、消費者被害を予防するとともに、消費者の権利を擁護するために消費者行政が大きな第一歩を踏み出したものと高く評価することができる。

また、消費者委員会は、消費者庁から独立した第三者機関として、企画立案段階では、基本的な施策に関する重要事項について調査・建議する権限、資料の提出要求等権限、基本方針を定める際の意見聴取権限・議決権等が認められ、執行段階においても、勧告・報告徴収権限や意見聴取権限等が認められている。かかる権限が与えられている趣旨に鑑みれば、消費者委員会には、消費者保護の観点から消費者保護行政を実質化させ、その機能が後退することのないよう、消費者行政全般の監視機能を果たすことが求められている。

そして、このような消費者庁と消費者委員会に息を吹き込む役割を担うのは、そのトップである消費者庁長官であり、消費者委員会委員長及び委員である。消費者庁と消費者委員会の機能を実効性あるものとするためには、消費者庁長官、消費者委員会委員長及び委員の人選が何よりも重要である。だからこそ、消費者庁及び消費者委員会設置法において、委員は「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから任命する」と規定（同法第10条）されているのである。

そこで、当会は、消費者庁長官の選任にあたっては、消費者の権利擁護の観点から消費者行政のイニシアティブを発揮し、他の省庁に対しても毅然とした態度で臨むことができる人物を選任することを求める。また、消費者委員の選任にあっても、知名度等にこだわることなく、これまで消費者の立場から長年に亘り消費者問題に積極的に取り組んできた消費者団体関係者・弁護士・学者等から選任すると共に、消費者委員会委員長は、政府等の意向にとらわれず、各委員の自由な判断によって互選されることを求める。併せて、このことを担保するためにも、各設立準備参与会の段階から議事の傍聴を認め、議事録は頭名で公開されることを求めるものである。

以 上

2009年（平成21年）7月23日

兵庫県弁護士会 会長 春 名 一 典